

## 新型コロナウイルス感染症に関連する「登校許可の基準」について

本校における登校許可の基準を作成しました。この「登校許可の基準」は、令和2年10月26日現在の段階で、学校医の指導のもと本校で策定したものです。新型コロナウイルス感染症に関連する地域・社会情勢により変更の可能性もあります。

### 1. 本人に以下の症状がある場合

- A 37.5度以上の発熱
- B 風邪様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等）
- C 呼吸器症状（息苦しさ等）
- D 味覚異常、嗅覚異常

#### （登校許可の基準）

- ① 37.5度以上の発熱は、解熱剤を使用せず解熱（37度未満）し、4日間を経過した後。
- ② その他の症状に関しては、登校日に症状が完全に消失していること。
- ③ 医療機関で新型コロナウイルス感染症以外の診断が付き、主治医の許可がある場合は、学校で総合的に判断する。

### 2. 同居者に以下の症状ある場合（通学生）

- ・同居者に上記1. A～Dの症状がある場合

#### （登校許可の基準）

- ・同居者が上記1. ①～③の基準を満たしている場合

### 3. 感染者と濃厚接触者となった場合

#### （登校許可の基準）

- ① 感染者との最終接触日から14日間経過し、新型コロナウイルス感染症の症状がないこと。
- ② 保健所からの許可が出た後（※14日間の待機期間は現段階での保健所及び学校医からの指示）。

### 4. 本人が感染者になった場合

#### （登校許可の基準）

- ① 感染症が治癒した後に、保健所の許可がある場合。
- ② 主治医の登校許可書があること。

### 5. 本人に基礎疾患がある場合

#### （登校許可の基準）

- ① 主治医に相談のうえ、登校の許可があること。
- ② 保護者の承諾があること。

### 6. 感染へのリスクに対して本人やご家族に不安がある場合

・新型コロナウイルス感染症に対する不安で、登校を控えたい場合は無理をせず学校までご相談下さい。  
原則、欠席扱いには致しません。

#### 【備考】

実際の登校にあたっては、主治医だけでなく、学校医と相談の上、判断する場合があります。

感染の怖れは誰もが持つものです。登校に不安のある場合は、学校のクラス担任までご連絡、ご相談ください。

登校許可書の書式が必要な場合は、本校ホームページからダウンロードできます。

<http://www.nsfb.tsukuba.ac.jp/hoken/tokokyokasho2020.pdf>

副校長 山口 崇